

第9次豊山町高齢者福祉計画 第8次豊山町介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

「人」・「暮らし」がキラリと輝くまちづくり
～ 助け合い 支え合う 健康であたたかなまち ～

令和3年3月
豊山町

177

1) 在宅医療・介護連携推進事業

「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」の実現に向けて、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等さまざまな局面に対応するため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護職、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士等さまざまな専門職の連携を推進していく必要があります。

<p>今後の政策展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関（医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等）が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そのため、地区医師会、在宅医療サポートセンター、地域包括ケアシステム推進協議会や豊山町ケアマネ会等とともに、医療と介護の連携体制の構築や、情報共有システムの活用に取り組みます。 ・住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送るためには、住民一人ひとりがどのような生活を送りたいかを考え、その実現のための手段を決めることができるよう、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)や在宅医療サービス等の情報の普及を実施していきます。 ・災害対策において医療や介護が必要となる療養者への支援や情報共有等の連携体制を構築していきます。
<p>具体的な事業</p>	
<p>地域包括ケアシステム推進協議会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の医療・介護の関係機関の代表者と、地域包括ケアシステムの構築に向けた現状分析・課題抽出・施策の立案や対応策の評価を行います。
<p>多職種連携研修会・介護支援専門員研修会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町在住の介護保険認定者に携わる医療・介護専門職の顔の見える関係を築き、円滑な連携を図るため、地域課題に沿った多職種連携研修会を開催します。
<p>医療・介護関係者の情報共有の支援（電子@連絡帳）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援体制を構築するため、在宅療養者の支援に携わる医療・介護専門職の情報共有ツールである電子@連絡帳を広域連携し医療圏を超えた運用を進めていきます。
<p>住民へ普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療や看取りについて、広報、講演会、出前講座等を通して、住民への普及啓発を行います。また、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)等の取組みを進め、人生の最終段階においても本人の希望する医療・ケアを受けられるよう、元気なうちから備えることの必要性を普及します。

⑨ 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用促進
- 虐待防止ネットワークの推進

1) 権利擁護支援事業

高齢者虐待の防止、早期発見、対応のため、関係機関との連携強化を図ります。また、成年後見制度の利用促進、相談支援のさらなる充実を図り、高齢者の尊厳を守るための権利擁護に取り組みます。

今後の施策展開	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加に伴い、介護負担等による虐待の防止・早期発見には地域の関係機関との連携が必要となります。そのため、地域の関係機関と連携した虐待防止ネットワーク体制を構築します。 ・成年後見制度の利用促進のため、成年後見センターを設置し、中核機関としてネットワークづくりを行います。 ・権利擁護に関する講演会や研修会を開催し、普及啓発を行います。
具体的な事業	
権利擁護に関する研修会	・住民、支援者向けに権利擁護に関する講演会、研修会を開催します。
高齢者虐待対応会議	・高齢者虐待が発生した際、会議を開催し、チームとして対応を行います。
高齢者虐待ネットワーク構築	・関係機関と連携し、虐待をはじめとした権利擁護の課題に対応できるようネットワークを構築します。

2) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）＜新規＞

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどのため判断能力が十分でない人の財産や権利を護り、支援していく制度です。高齢者人口の増加、特に後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者や身寄りのない高齢者が増加することが予想され、成年後見制度への需要が増えることが見込まれます。

しかしながら、本町では、成年後見制度に関する相談件数は増加しているものの、認知症の有病率の伸びと比べると増加していません。また介護予防と暮らしのニーズ調査から、約半数の人が成年後見制度を知っていると回答していますが、十分に利用されているとはいえない状況です。

住民をはじめ高齢者、知的障がい、精神障がいのある方の支援者への成年後見制度に対する普及啓発と利用支援を行い、必要な人が成年後見制度を適切に利用できるようにしていくことが必要です。

「成年後見制度」を知っていますか

	回答数	率
はい	178	40.5%
いいえ	250	56.8%
不明・無回答	12	2.7%

(令和元(2019)年度「介護予防と暮らしのニーズ調査」から)

ア) 地域連携ネットワーク整備

成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、保健、医療、福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進めます。

＜地域連携ネットワークの役割＞

1. 権利擁護支援が必要な人の発見と早期の段階からの相談・対応

地域において、成年後見制度をはじめ権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。早期の段階から、成年後見制度の利用について住民が相談できるように相談窓口を整備します。

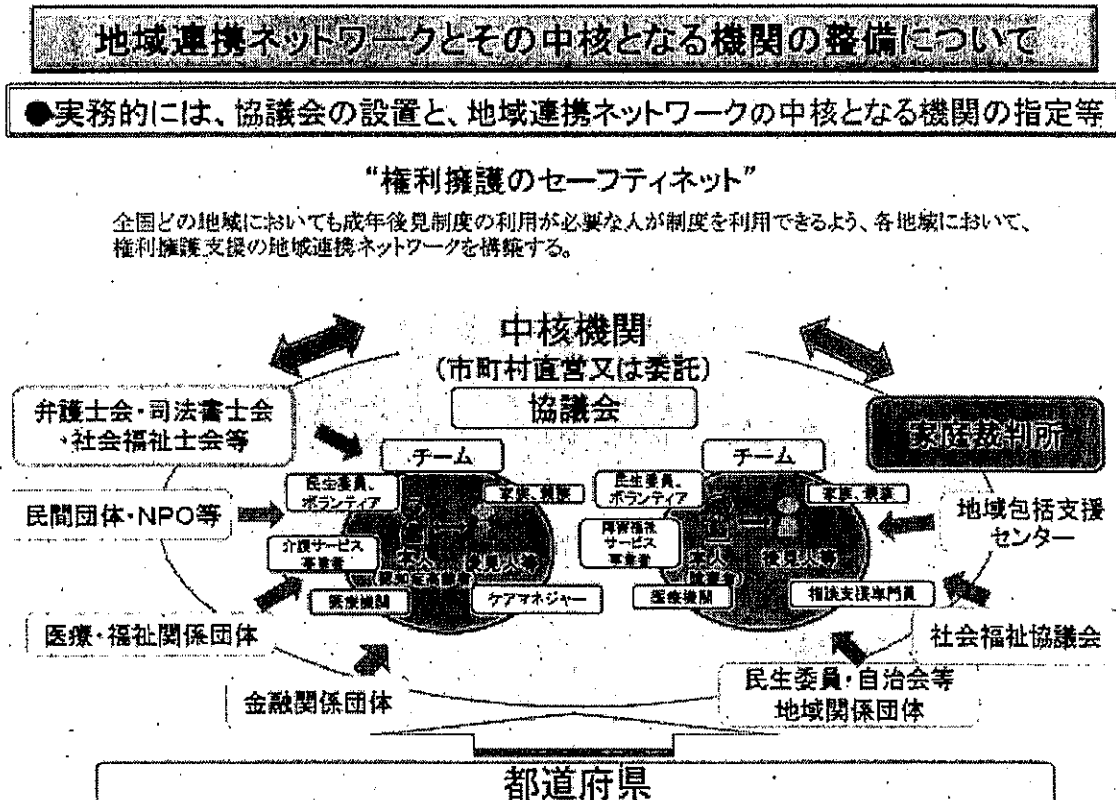
2. 後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り

本人を支援する支援者がチームとなり本人の生活を支援する体制を整備します。

3. 「協議会」等によるチームの支援

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において法律、福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

図表 4-1. 地域連携ネットワーク (イメージ)



※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
 ※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一線になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

出典：中核機関等の整備の促進について（厚生労働省）

イ) 成年後見センター設置

権利擁護支援のためのネットワークづくりの中核を担い、成年後見制度普及啓発、相談対応を行う**成年後見センター（中核機関）**を設置します。

成年後見制度への正しい理解を広め、同制度の利用についての相談対応を行います。特に、成年後見制度の利用支援が必要であるにも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげ、同制度利用以外にも必要な支援があれば、関係機関につなぐなどの対応支援を行い、必要な人が同制度を適切に利用できる体制づくりを行います。

3) 高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者に対する虐待は、暴力・暴言、日常的な世話の放棄など、家庭や施設などにおいて身近な問題として存在しています。また、虐待の程度も、命に関わる状況から支援者の何気ない言葉遣いによる心の傷など様々です。高齢者虐待の防止には、早期発見と高齢者虐待に関する正しい理解が重要であることから、引き続き広報紙やパンフレット、講演会などを通じて、住民に対して高齢者虐待に関する意識啓発を行います。また、関係機関とネットワークを構築し、早期発見・見守り支援を行います。行政内部においては情報交換や学習を兼ねて、定期的に高齢者虐待対応会議を開催し、虐待が発生した場合は分析し再発防止に取り組みます。また、町の虐待独自マニュアルを職員間で共有し、虐待発生時に適切に支援を実施できるように進めていきます。

図表 4-2. 高齢者虐待防止ネットワーク（イメージ）

